

船橋市告示第 5 4 2 号

船橋市市税条例（昭和 2 9 年船橋市条例第 3 0 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年船橋市告示第 6 7 号において別途船橋市告示で定めるところとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 7 月 3 0 日までの間に到来するものについて、令和 6 年 7 月 3 1 日とする。

令和 6 年 6 月 2 7 日

船 橋 市 長 松 戸 徹

都道府県名	地域
富山県	全域
石川県	金沢市 小松市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 野々市市 能美郡川北町 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町